

議案第98号

狭山市地域新事業創出基盤施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市地域新事業創出基盤施設

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県狭山市入間川3丁目22番8号

狭山商工会議所

会頭 後藤 清

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市地域新事業創出基盤施設の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。